

成長型長寿社会・地域再生について

平成23年7月11日
厚生労働大臣 細川律夫

成長型長寿社会に向けた課題

- ・ 就業者の大幅な減少(2010~2020年で▲400万人)の見込み
 - ・ 非正規労働者(雇用者の1/3超)の低賃金・不安定雇用の問題
- ⇒ 成長型長寿社会に向け、人々の就労を促進

成長型長寿社会における雇用・労働の姿

全員参加型社会

- 若者
若者が安定して働き、適切なキャリアを積むことができる社会
- 女性
女性の潜在的な労働力が顕在化し、子育て期など人生の各ステージを通じて活躍できる社会
- 高齢者
高齢者が年齢にかかわらず、意欲や能力に応じて働くことができる社会(生涯現役社会)
- 障害者
障害者が誇りと生きがいを持って働くことができる社会

ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)

- 非正規労働者
できる限り正規労働者にステップアップできるとともに、雇用形態にかかわらず公正な処遇の下で働くことができる社会
- 労働者の健康・安全
労働者の健康や安全が確保され、安心して働くことができる社会

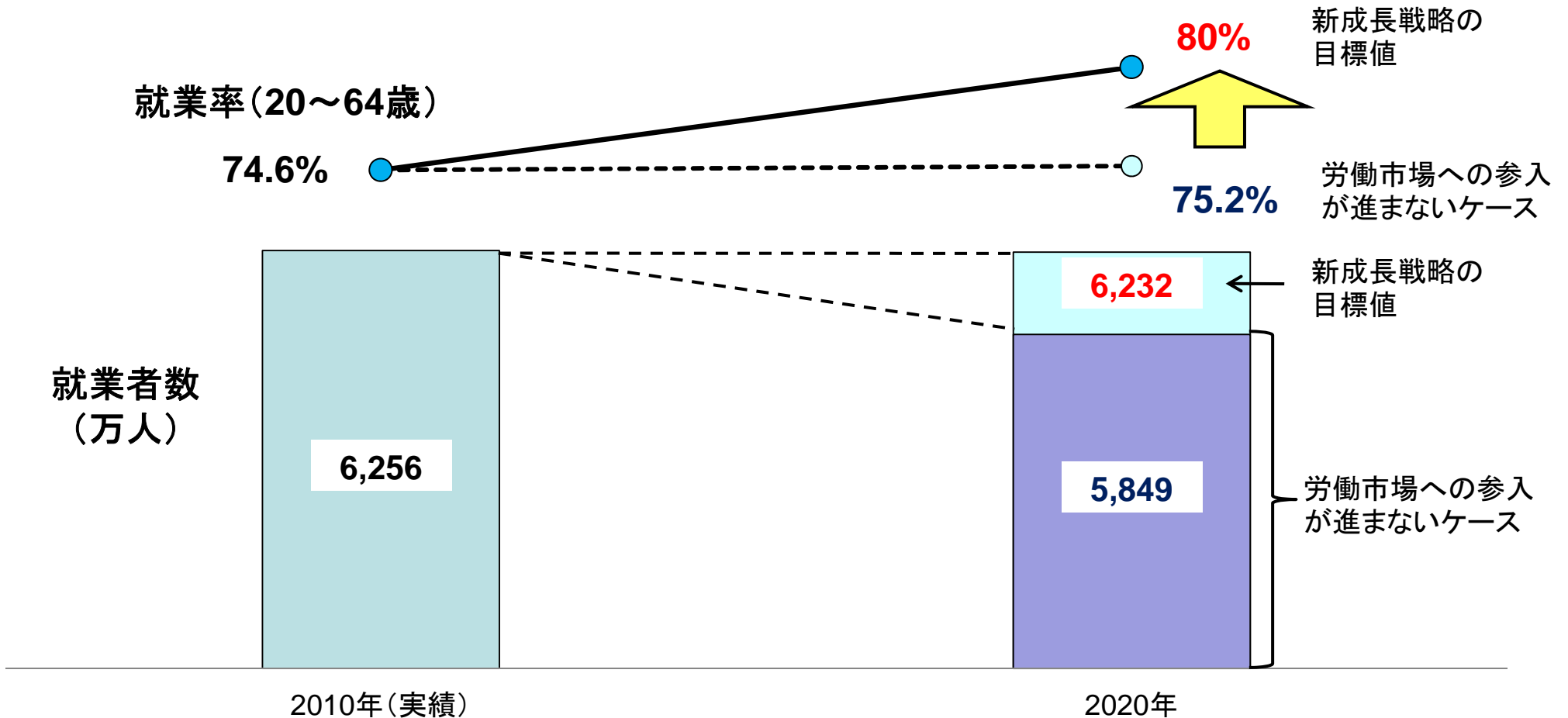
一人ひとりが積極的に参加し、
能力が最大限に発揮され、
付加価値を生み出し、
成長を実現するモデルを構築

- 経済的自立
 - 社会的孤立の防止
- 自己実現、豊かな人生

- 経済の拡大
 - 社会保障制度の基盤強化
- 持続的な成長の実現

就業者数、就業率の見通し

- 労働市場への参入が進まない場合、就業者数は今後10年間で約400万人減少する。
- 労働力の減少を跳ね返すため、若者・女性・高齢者・障がい者など、あらゆる人が就業意欲を実現できる「持続可能な全員参加型」社会を構築し、就業率・就業者数を上昇させる必要がある。



(注)1. 新成長戦略において、20~64歳の就業率の目標を80%(2020年)としており、このとき、15歳以上の就業率(56.9%)は、2020年において維持されることとなる。また、就業者数は15歳以上についてであり、2020年の目標値は就業率の目標が達成されたときの見込み数である。
 2. 「労働市場への参加が進まないケース」とは、2009年の性別・年齢別の就業率が2020年まで変わらないと仮定したケースである。国立社会保障・人口問題研究所による性別・年齢別の将来推計人口(2020年)に、2009年の各層の就業率を乗じ、2020年の就業者数を試算。2020年の就業率(20~64歳)は、試算した就業者数(20~64歳)を2020年の20~64歳人口で割ることにより算出。

- 労働市場への「参加保障」の理念により、積極的に人々の就労を促進し、「雇用の拡大(就業率の向上)」に取り組む。
- 若者、女性、高齢者、障害者の就労を促進し、あらゆる人が就業意欲を実現できる「全員参加型社会」を実現する。

<現状>

- 今後、労働市場への参加が進まない場合、就業者数は、2010年から2020年にかけて、約400万人の大幅な減少の見込み。
- 若者世代は、他の世代よりも失業率が高く、年長フリーターやニートも存在。
また、女性、高齢者、障害者についても、雇用のミスマッチ等により、その力を最大限に生かせていない。

<施策>

1. ジョブ・カードの活用等による若者の安定的雇用の確保

若者が安定して働くことができ、適切なキャリアを積むことができるようにする。

- (目標：若者の就業率 2009年：74%→2020年：77%、ジョブ・カード取得者300万人(2020年))
- ・ 新卒応援ハローワークの恒久化・機能強化、フリーター向け若者ハローワークの設置、ジョブサポーターによる向き合い型支援など新卒やフリーター向けの就職支援の機能強化
 - ・ 求職者支援制度での重点的な支援、ジョブ・カードを活用した人材育成
 - ・ 産業構造の変化に即応して成長分野の人材育成・就業に結びつけるため、民間教育訓練機関の創意工夫を活用した職業訓練の実施

2. 女性の就業率のM字カーブの解消

女性の潜在的な労働力を顕在化させ、子育て期など人生の各ステージを通じて社会で活躍できるようにする。

- (目標：女性(25～44歳)の就業率 2009年：66% → 2020年：73%)
- ・ 男女の均等度合いを企業労使で把握し、女性の活躍促進のためのポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくり
 - ・ 仕事と家庭の両立支援と保育サービスの充実(子ども・子育て新システム)を車の両輪として推進

3. 年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり

高齢者が年齢にかかわらず、意欲や能力に応じて働けるようにする。

- (目標：高齢者の就業率 2009年：57% → 2020年：63%)
- ・ 超高齢社会に適合した雇用法制(高年齢者雇用確保措置、雇用保険等)の検討
 - ・ 地域で働くことができる場や社会を支える活動ができる場の拡大

4. 福祉から就労への移行等による障害者の雇用促進

障害者の雇用機会を増やし、安心して働き続けられるようにする。

- (目標：障害者の実雇用率 1.8% (2020年))
- ・ 雇用率達成指導の強化と障害者就業・生活支援センターの充実など地域の就労支援力の強化
 - ・ 障害特性、就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

- 就労形態にかかわらず公正に処遇され、継続的なキャリア形成が可能となり、健康で安全な働き方ができる「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現する。
- 非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善、労働者の健康・安全の確保に取り組み、「働くことが報われる社会」をつくる。

<現状>

- 雇用者の1/3を占める非正規労働者は、
 - ①雇用が不安定、
 - ②経済的自立が困難、
 - ③職業キャリアの形成が不十分、
 - ④セーフティネットも不十分、
 といった問題が生じている。
- 正社員についても、労働市場の正規・非正規の二極化の下で、長時間・過重労働に伴う健康面・生活面の問題が生じている。

<施策>

1. 非正規労働者の雇用の安定、処遇の改善

できる限り正規労働者にステップアップできるように支援するとともに、雇用形態にかかわらず公正な処遇の下で働けるようにする。

- ・ 非正規労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けて、公正な待遇の確保に横断的に取り組むための総合的ビジョンの策定（2011年）
- ・ 有期契約労働者について、雇用の安定や処遇の改善に向けた法制度の整備の検討（2011年度労働政策審議会で結論、所要の見直し措置）
- ・ 最低賃金の引上げに向けた取組（生活保護との逆転現象は解消、中小企業の支援）

2. 労働者の健康・安全の確保

労働者の健康や安全を脅かすような職場環境を改善し、安心して働けるようにする。

（目標：週労働時間60時間以上の雇用者の割合：2008年：10.0%→2020年：5.0%
 メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合：2007年：33.6%→2020年：100%
 受動喫煙のない職場：2007年：46%→2020年：実現）

- ・ 正社員の長時間労働の抑制
- ・ 職場のメンタルヘルス対策の強化、受動喫煙による健康障害防止を図るための労働安全衛生法の改正（早期国会提出に向け検討）

地域包括
ケア

医療・介護の提供体制の将来像の例

～機能分化し重層的に住民を支える医療・介護サービスのネットワーク構築～

○ 小・中学校区レベル(人口1万人程度の圏域)において日常的な医療・介護サービスが提供され、人口20～30万人レベルで地域の基幹病院機能、都道府県レベルで救命救急・がんなどの高度医療への体制を整備。

医療提供体制の充実

都道府県域から市町村域まで、重層的に医療サービスを提供

&

地域包括ケアの実現

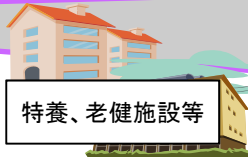
日常生活圏域における医療、介護、予防、住まいの一体的提供

市町村レベル:

主治医(総合医を含む)による日常の診療対応



診療所の機能強化
外来・往診、在宅支援



特養、老健施設等

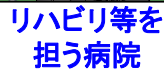
人口20～30万レベル:

救急病院など地域の基幹病院を中心とする
医療機関のネットワーク



救急病院
・専門病院

医師数増などの
強化・重点化



リハビリ等を
担う病院

リハ機能の強化
速やかな在宅復帰

早期の地域復帰
・家庭復帰

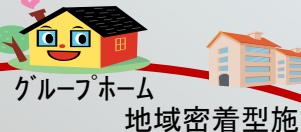
救急患者の
確実な受入れ



認知症等
専門医療へ
円滑な紹介

小・中学校区レベル(人口1万人程度):

住まいの確保



グループホーム
地域密着型施設



ケア付き
高齢者住宅

在宅医療連携拠点機能

包括的
マネジメント
機能

地域包括支援センター



かかりつけ医

ケアマネジャー



診療所
薬局等

訪問看護



小規模多機能
(通い・泊まり・訪問)

24時間対応の定期巡回・
随時対応サービス

居宅での生活を支えるサービスの充実

都道府県レベル:

救命救急、高度な医療など広域ニーズへの対応体制整備

がん治療や高度先進医療



高度な医療を提供する病院



ドクターヘリなど広域救急

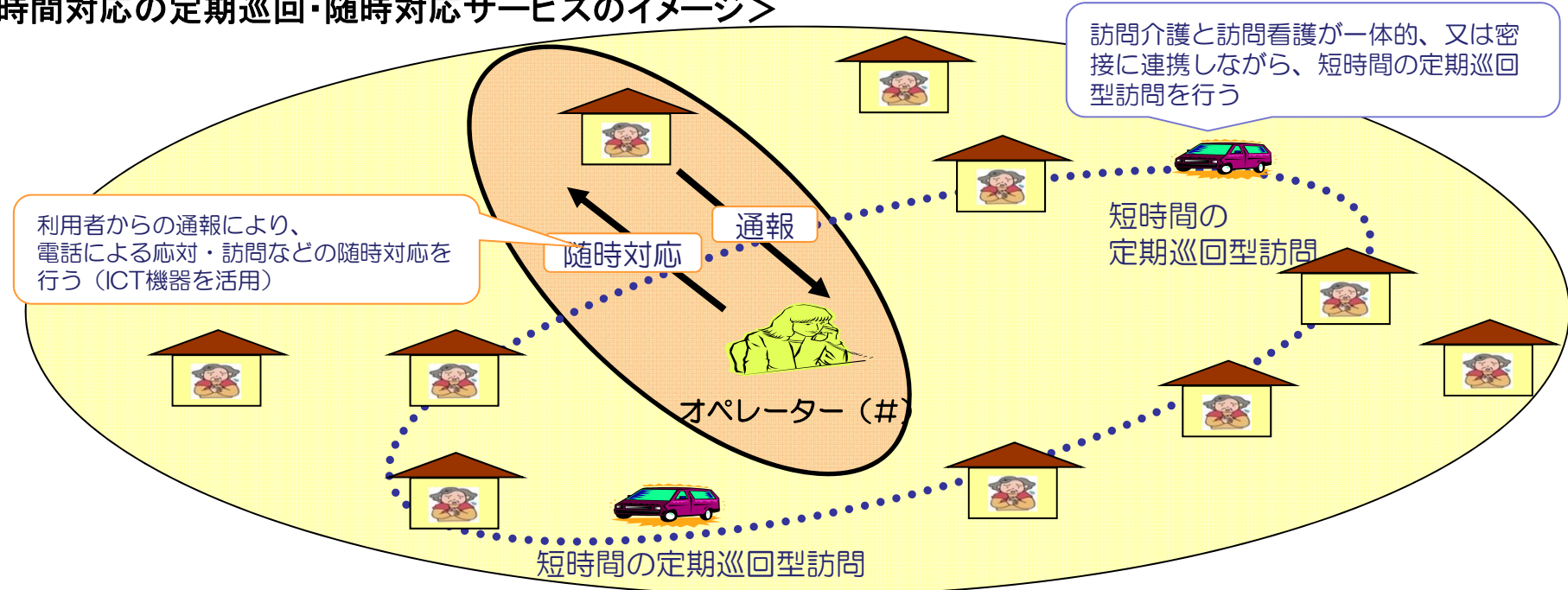
介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

<主な改正事項(平成24年4月施行)>

- ・ 日常生活圏域ごとの地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画の策定。
- ・ 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保
- ・ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設。
- ・ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ・ 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ・ 厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(※高齢者住まい法の改正)

<24時間対応の定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



＃ オペレーターについては、単独事業所に駐在している場合のほか、複数の事業所について一括で対応する場合、24時間体制の既存施設と兼務する場合、単独事業所で携帯電話等を所持した職員が対応する場合等が考えられるが、具体的な配置の在り方については、今後検討。